

令和7年度 事業計画

I 基本方針

昨年度は、新型コロナウイルス、インフルエンザ及びマイコプラズマ肺炎等の感染症への対策に留意しながら、高齢者相互支援研修会、女性リーダー研修会、県老連会長表彰式並びに単位老人クラブリーダー研修会、また、健康づくり事業である健康づくりリーダー養成講座や体力測定員養成講座等を、新型コロナウイルス感染症の流行前と同様に実施することができた。

さて、昨年春には、「地域共生社会」を大きく前進させる「孤独・孤立対策推進法」と「認知症基本法」の二つの法律が施行された。孤独・孤立対策は、まさしく老人クラブが地域での仲間づくりや支え合う活動を通じて担ってきたものであり、こうした活動を、地域の多様な関係者といっそう広く展開していくことが求められている。また、認知症基本法については、認知症になっても地域社会で生活することや社会活動を維持することができるよう、地域での支え合いをどのように進めるかが、大きな課題であり、老人クラブ活動をもとに地域の高齢者への情報提供と理解を深めていくことが必要となる。

一方で、県老連の財務状況は、新法人移行時に定められた公益目的支出計画の実施や、会員の減少に伴う会費収入その他収入全般の減少の影響もあって、令和5年度に基本財産の一部の20,000,000円を取崩し運営安定基金の造成を行った上で、同基金の一部を一般会計に繰り入れなければならないほど緊迫している。

このような状況の中、令和7年度以降の事業を計画どおり遂行するためには、今後、事業内容を見直し、効果的かつ市町村老連、単位クラブ及び会員が求める事業は何なのかを問い直し事業改革を進めるなどにより財務状況を改善していかなければならない。

このような視点から、令和7年度においては、予算の削減に取り組みつつも、事業活動は縮小せず、重点事項を定め、市町村老連、単位老人クラブ、そして老人クラブ会員を支援し、老人クラブ活動を活性化するため、種々の事業を実施していくこととする。

II 重点事項

- 1 新しい生活様式下における老人クラブ活動の展開
 - (1) 十分な安全対策を講じた上での老人クラブ活動の実施
 - (2) 新型コロナウイルスを始めとする感染症に負けない健康づくり
- 2 効率的・効果的な県老連事業への改革の推進
 - (1) 必要とされ、かつ効果的な事業を模索
 - (2) 補助金を最大限に活用し、より充実した事業を展開
 - (3) 持続可能な県老連を目指し、事業及び経費の見直しを実施

Ⅲ 事業実施計画

1 老人クラブ会員増強運動の推進

(1) 会員増強対策基本方針に基づく事業の展開

- ① 加入促進月間を定めて活動実施
- ② 県老連会員増強促進委員会の開催
- ③ 会員加入増強等老人クラブ顕彰の実施
- ④ 新規入会勧誘パンフレットを活用した勧誘活動の展開

(2) 老人クラブ活性化の推進

- ① 若手会員及び女性会員の老人クラブ活動への参画促進とリーダーの養成
- ② 魅力ある老人クラブ活動の企画立案

2 在宅福祉を支える友愛活動の推進

(1) 友愛活動（声掛け、サロン、生活支援等）への積極的な取組

- (2) 高齢者相互支援研修会の開催
- (3) 関係セミナーへの参加
- (4) 活動事例の紹介
- (5) 新地域支援事業への参画
- (6) 孤独・孤立対策への積極的な取り組み

3 健康づくり・介護予防のための事業の推進

- (1) 健康づくりリーダー養成講座の実施
- (2) 体力測定員養成講座の実施
- (3) 郡市ふれあいスポーツフェスティバル開催への支援
- (4) 健康づくり推進員の登録と活用推進

4 「老人の日・老人週間」の取り組み

老人の日（9月15日）と老人週間（9月15日～21日）に、全国一斉「社会奉仕の日」（9月20日）の活動をはじめ、「仲間と集い、高齢者の元気な姿を示そう！」をスローガンに、市町村老連と連携して取り組む。

- (1) 啓発ポスターの作成配布
- (2) 長寿新百歳への慶祝を行う。
- (3) 全国一斉「社会奉仕の日」には、地域団体や地域住民と協力しつつ、様々なボランティア活動に取り組み、老人クラブの活動を地域にアピールする。

5 老人クラブリーダーの指導育成

系統的な研修事業を通してリーダーの育成をはかるため、各種研修会への参画機会を確保する。

- (1) 市町村単位老人クラブリーダー研修会（紀北地区、紀中・紀南地区）の開催
- (2) 老人クラブ人権・同和研修会の開催
- (3) 市町村老人クラブ女性リーダー研修会の開催
- (4) 全老連主催の高齢者の健康づくり生活支援セミナーへの参加

- (5) 全国老人クラブ大会への参加
- (6) 近畿ブロック老人クラブリーダー研修会への参加

6 女性部会の活動充実

- (1) 市町村老人クラブ女性リーダー研修会の開催（再掲）
- (2) 女性リーダー相互の情報共有

7 広報活動の推進

- (1) 機関紙「ときめき」の発行（9月30日及び3月31日の年2回）
- (2) 老人の日・老人週間・社会奉仕の日の活動実践についての啓発
- (3) 老人福祉及び関連行事等のポスターの配布
- (4) 地域の安全・安心を支える啓発活動の実施

8 福利厚生等の普及促進

- (1) 県老人クラブ傷害保険の組織的な普及促進
- (2) 全国老人クラブ傷害保険の普及促進
- (3) 福利厚生事業（ゆったりカード）会員の加入促進と契約施設の拡充
- (4) 老人クラブ会員章、手帳、日誌及び会計簿の普及促進
- (5) 高齢者福祉に関するビデオ等の貸出し並びに優良図書の斡旋

9 法人組織の運営

- (1) 役員会の開催（①理事会、②評議員会、③監事会、④会長、副会長会議）
- (2) 部会の開催（①女性部会、②保健・体育部会）
- (3) 郡市町村老人クラブ連合会会長・事務局長会議及び事務担当者会議の開催
- (4) 老人クラブ育成功労者、優良老人クラブ、模範老人及び敬老篤行者への表彰等の実施

10 公益目的支出計画に基づいた事業の実施

公益目的支出計画に基づき、高齢者福祉に関する所定の事業を実施する。

11 行政及び関係機関、団体等との連携

- (1) 全国老人クラブ連合会及び近畿老人クラブ連絡協議会との連携
- (2) 行政及び関係機関、団体等との連携
- (3) 交通事故をなくする県民運動推進協議会への参加と協力